

平成26年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部訂正（H26.6.10現在）

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
A100-00	190182590	栄養管理体制減算規定該当（入院基本料）	3			新設	【平成26年7月診療分から適用】 平成26年厚生労働省告示第57号の ただし書きに基づき、医科点数表第 1章第2部通則8の規定に係るコード を新設
A100-00	190182690	栄養管理体制減算規定該当（特定入院料及び短期滞在 手術等基本料2）	3			新設	【平成26年7月診療分から適用】 平成26年厚生労働省告示第57号の ただし書きに基づき、医科点数表第 1章第2部通則8の規定に係るコード を新設

備考に適用年月の記載がないものは、平成26年4月診療分から適用